

西宮市立中央病院栄養管理委員会（NST委員会）設置要綱

（設置）

第1条 西宮市立中央病院（以下「病院」という。）に栄養管理委員会（NST委員会）（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 委員会は、病院に入院している患者の栄養管理について必要な事項を協議する。

（協議事項）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 各職種の医療従事者が共同して患者の栄養管理を行なう体制の整備に関する事項
- (2) 栄養管理手順（栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、定期的な評価等）に関する事項

（構成）

第4条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 医師 3名
- (2) 看護師 4名（各病棟1名）
- (3) 薬剤師 1名
- (4) 管理栄養士 2名
- (5) 臨床検査技師 1名
- (6) 言語聴覚士 1名

(1)～(4)について、所定の研修を修了した常勤者が1名以上必要

（NSTチーム）

第5条 委員会は院内NSTチームを設置し入院患者の栄養管理を行なうものとする。

（運営）

第6条 委員会に委員長をおき院長が選任する。

- 2 委員会は委員長が必要に応じ招集する。
- 3 委員長は委員会を掌る。
- 4 委員会の庶務は栄養管理科が担当する。

（細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は院長が別に定める。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 17 条による改正付則）
この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 17 条による改正付則）
この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。